

質問者		ご質問・ご意見内容 (原文を転記・一部判読不明箇所については推測で入力)	ご回答
1	柏崎市 在住者	【健康被害の責任】 風車稼働後に体調不良が出た場合、因果関係が完全に証明されなくても、事業者として補償する意思はありますか？ ある場合は、その基準と判断主体を明確にしてください。	因果関係が科学的に100%立証されていなくても、現に体調不良を訴えておられる方がいらっしゃるという事実に対して、事業者として真摯に向き合う姿勢であることを、まずお伝えいたします。 具体的には、住民の皆さまから健康上のご不安等のご相談があった場合には、速やかに協議の場を設け、事業者としてどのような対応が可能かを誠実に検討いたします。対応の検討に際しては、例えば以下のような事項を考慮要素として総合的に判断いたします。 ・風車の稼働状況と体調不良の発症時期との間に関連性が認められるか。 ・風車からの距離やお住まいの場所における測定結果（低周波音を含む）が、一般的な基準値との関係でどのような状況にあるか。 ・医師により、環境要因（騒音・振動等）によるストレスの可能性が指摘されているか。 なお、上記は例示であり、個別の事情に応じて柔軟に検討してまいります。 判断の主体につきましては、事業者が一方向的に判断するのではなく、自治体の皆さま、住民の皆さま、医療・環境分野・法務の外部専門家、そして事業者で構成される協議体を設置し、当該協議体を判断の主体とすることを検討しております。当該協議体では、個別のご相談に対する対応方針の検討に加え、運転調整の要否や医療相談の支援等について協議してまいります。
2		【撤去の確約】 事業終了時または途中停止時に、風車・基礎・送電設備を完全撤去する義務は誰が負いますか？ その費用は事前にどのように担保されていますか？（供託・保険など） 【途中撤退する場合】 事業者が倒産・撤退した場合、地元自治体や住民に費用負担が発生しないことを保証できますか？	【撤去の確約】について 発電設備（風車本体・基礎・送電設備を含みます。）の撤去義務は、発電事業者である弊社（西山・出雲崎風力合同会社）が負います。事業終了時はもとより、途中で事業を停止する場合であっても、同社の責任において発電設備の撤去を行います。撤去費用の担保につきましては、2027年に施行が予定されている廃棄等費用積立制度に基づき、事業期間中に撤去費用相当額を計画的に積み立ててまいります。これにより、事業終了時に必要となる撤去費用を確実に確保いたします。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf 【途中撤退する場合】について 万が一弊社が経営上の困難に直面した場合には、融資を行っている金融機関が主導して、事業を継続できる健全な第三者への事業承継を行います。このため、事業が中断されたまま放置される事態は回避されます。また、上述のとおり撤去費用についても別途確保いたします。さらに、廃棄物処理法上も、事業者である弊社が撤去する義務を負っております。したがって、地元自治体や住民の皆さまに費用負担が発生することはありません。
3		【騒音、低周波について】 現行の環境基準は健康影響を十分に反映していないとの指摘がありますが、国基準以下でも苦情が出た場合、稼働停止を含めた対応は可能ですか？	まず、苦情をいただいた場合には、速やかに現地での騒音・低周波音の測定を実施し、実態を正確に把握いたします。測定結果やご相談の内容を踏まえ、出力制限、風向・風速の条件に応じた運転調整といった技術的措置を講じること検討いたします。 これらの措置を講じてもお問題の解消が困難な場合には、1で述べた協議体において、稼働停止を含むより踏み込んだ対応の要否を協議・検討いたします。弊社として、稼働停止という選択肢をあらかじめ排除するものではありません。
4		【同意の扱い】 地元住民の何%の同意をもって「理解が得られた」と判断するのですか？ どの程度の反対があれば計画を中止・見直しする基準がありますか？	合意形成につきましては、画一的な数値基準（例えば「〇〇%以上の同意」等）を機械的に適用するのではなく、地域の皆さまが十分に情報を得たうえで判断できる環境を整え、丁寧な対話を重ねることが最も重要であると考えております。 数値基準のみに依拠しない理由としては、合意の質は単純な賛否の割合だけでは測ることができず、住民の皆さまが事業内容やリスクについて十分に理解されたうえでの判断であるかどうか重要であると考えためです。 具体的には、以下のプロセスを通じて合意形成に努めてまいります。 ・説明会の複数回にわたる開催および個別訪問の実施により、事業に関する情報を十分にお伝えすること。 ・住民の皆さまからのご意見・ご懸念を集約し、これに対して弊社としての見解を回答すること。 ・自治体の皆さまと連携しながら、地域のご意見を確認すること。 また、計画の見直しにつきましては、地域の皆さまから広く具体的な懸念が示され、技術的な対応策を講じてもおその解消が困難であると判断される場合には、事業計画の変更や見直しを行う可能性がございます。弊社として、一方向的に計画を推進するのではなく、地域との対話を通じて柔軟に対応してまいり所存です。